

【意見】

現在の日本は福島原発の事故で漏出したとされる放射能によってパニック状態に陥っています。しかし、100ミリシーベルト以下（年間）の放射線被曝で健康に害があるということは因果関係がまったく立証されておりません。今回の原発の事故で漏出した放射線量はこれにまったく及びません。つまり、現在の福島原発の事故で漏出されたとされる放射線量は100ミリシーベルトには遠く及ばず、これが健康に危険を及ぼすという事は一つの仮説（LNT仮説）にすぎません。一方で低量の放射線は健康にはまったく害を及ぼさない、むしろ低量の放射線は浴びた方が健康に良いという学説（放射線ホルミシス効果）という学説もあります。このような点をふまえ以下のように提案する。第一に行政はホームページや広報には低放射線が健康に害があるという可能性だけでなく、健康にはまったく関係が無いという学説やむしろ健康のために有益であるという学説も明記することが誠実な態度であると考えます。学説が分かれるものに関して は様々な説を載せるのが市民へのアカウンタビリティにしするものであると考えます。第二に行政は市民への情報提供として放射線への不安を煽る様な情報は極力控え、冷静で科学的な情報提供を行わなうことです。例えば、低量の放射線を測定して市民に公開することは、税金の無駄遣いであり、むしろ市民の不安を煽ることになっているのではないかといい様にも考えられます。

男：30代：市外在住

【回答】

今回の原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散は、私どもが未だ経験したことのない事態であり、情報がまったくない中、インターネットや新聞報道などにより情報収集にあたっておりました。また、専門家や研究者の間でも異なる見解が続出し、対応には苦慮しておりました。さらに、市への問い合わせも、健康被害を心配される方と風評被害を恐れる農産物などの生産者の意見とに分かれている状況でありました。

その後、昨年8月末に文部科学省や原子力災害対策本部などから一定の目安となる方向性が出されたことにより、本市でも、学校等の放射線量の低減化の実施など、その時点で可能な対応を図ってまいりました。また、同時期に環境省が放射性物質汚染対処特別措置法を公布し、新たな基準等を示したものの、現時点でも国の省庁間で調整が図られていない部分もあります。このような背景があることから、市では、ある程度確定している内容について情報の提供を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、本市は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受け、除染実施計画の策定に着手しております。その内容につきましては、市民や事業者の皆様へできるだけ早く情報提供を行っていく考えであります

担当：市民部環境課